

2026 年度農業分野企業誘致促進業務 委託仕様書

1 業務名

2026 年度農業分野企業誘致促進業務

2 業務目的

農業分野における担い手の高齢化と減少は進行を続けており、今後更に進む見通しである。遊休農地の拡大を防ぐため、概ね 10 年後の地域の農地利用や農業の将来像をまとめた設計図である「地域計画」のブラッシュアップが各市町村において推進されているが、本県では約 4 割の農地で将来の受け手が見通せない状況となっている。

農地の維持管理と農業産出額の向上に向け、既存の新規就農者（個人就農）の確保・育成の取組に加え、大規模かつ安定的な農業生産を営む先進的な法人経営体の参入（＝企業参入）を進める必要があるが、担い手不足は全国的な課題であるため、意欲や実績のある法人経営体は引く手あまたであり、農業参入に関心を持つ法人経営体に積極的なアプローチを行い、誘致する必要がある。

そこで、本業務では、2027 年度から本格的に開始する『誘致構想策定・実践プログラム（仮称）※』に意欲ある市町村の参加を得るため、まずは県の誘致戦略を策定して内外に示すとともに、県内市町村の機運醸成に向けた取組を行う。

※県内市町村を参集し、外部有識者の指導等の下、企業誘致に向けた市町村構想の策定及び優良企業のスカウティングを県とともに行う事業。2027 年度～2029 年度の 3 か年での実施を予定する。

3 委託期間

契約締結日から 2027 年 3 月 19 日（金）まで

4 業務内容

（1）基礎調査の実施

農業分野における企業誘致に取り組む先進的な都道府県及び市町村の具体的事例や施策を調査・整理する。

- ・調査対象とする都道府県等の数は 5 都道府県、10 市町村以上とする。
⇒対象自治体の選定にあたっては、取組を開始してから年数が経過している（長年取り組んでおり施策の改善などを繰り返している）、具体的な参入成果が上がっているなど、相対的に優れた自治体を選定理由とともに整理すること。
- ・施策の調査にあたっては、その成果及び効率についても検証し、今後、本県において同種の施策を展開する際の有効性などを分析して整理すること。
⇒都道府県レベルで講ずべき施策、市町村が実施するからこそ有用な施策など、都道府県や市町村との相性等を整理し、企業誘致に前向きな県内市町村に効果的な施策の案として示せるようにすること。
- ・調査の経緯及び結果は「委託業務実績報告書」に整理して記載するとともに、調査結果を市町村等関係する第三者に提示できる資料として取りまとめること。
例）企業誘致施策一覧表（誘致モデル別、予算規模別、ステージ別 など）

(2) 愛知県農業分野企業誘致戦略の策定

次年度以降の実施を計画する「誘致構想策定・実践プログラム（仮称）」に意欲ある県内市町村を参集するとともに、県内外の企業等に県の姿勢を示すための戦略を策定する。

- ・戦略名は「愛知県農業分野企業誘致戦略（仮称）」とし、以下の要素を含む戦略が策定できるよう、県とともに取り組むこと。

〔戦略に含める要素〕

- ①愛知県の農業の現状及び将来分析
- ②参入企業による農業及び農業関連事業のイメージ（複数）
- ③愛知県と市町村による伴走支援のフローや模式図
- ④その他、愛知県での農業参入メリット等、意向のある企業が関心を持つ情報
- ・上項に係る具体的な提案を行うとともに、県と協議をしながら戦略のドラフト、完成原稿及び印刷物を作成すること。

〔印刷物の仕様〕

リーフレット・A3サイズ二つ折り・4ページ・カラー刷り両面

印刷部数：500部

(3) 市町村向けセミナーの開催

農業分野における企業誘致に対する県内市町村の機運醸成を目的に、（県の内外を問わず）新規に農業参入を果たした企業の優良事例や地域の活性化につながった事例などを紹介する「市町村向けセミナー」を企画・開催する。

- ・セミナーはオンライン配信を必須とし、県内全市町村を参集範囲として開催する。質疑等を含めて3時間程度の規模で企画することとし、企業の経営者等、事例の当事者が講師等として参加するようにすること。
- ・紹介する事例等は市町村の関心を引くような内容を検討すること。企業誘致のメリットや手法などの一般論だけでなく、市町村との連携により参入に至った事例や地域の担い手不足や遊休農地の解消、既存産地との連携や新たな販路開拓につながった事例など、具体例を交えることが望ましい。

(4) 企業交流会の開催

県内市町村が農業参入に関心のある企業や実績のある企業などと意見交換を通じて企業側の想いを学び、2027年度からの「誘致構想策定・実践プログラム（仮称）」への参加等、誘致に向けた具体的な行動につなげられる「企業交流会」を企画・開催する。

- ・交流会は3時間程度の実開催とし、STATION Aiを会場とすること。
- ・県内全市町村を参集範囲として開催し、参加市町村が企業と交流できるような内容（分科会形式のディスカッション、グループワーク、個別面談など）を含めること。
- ・企業側の参集範囲は農業参入に関心のある企業を広く募ることとするが、他都道府県で参入実績のある企業やこれから参入を考えたい企業などがバランスよく参加するよう手配すること。

〔業務スケジュール〕



※1 市町村セミナーは1月、企業交流会は2月の開催を目標とする。

※2 12月19日開催の「農業参入フェア2026」に出展し戦略を配布するため、間に合うよう印刷物を作成すること。

(5) その他

ア 県との調整

- ・(1)～(4)の業務の実施にあたっては、計画段階から県と随時打合せを行い、県の指示に従いながら実施すること。また、打ち合わせ資料及び議事録等の作成を行うこと。
- ・会議等の開催にあたっては、対面、オンライン会議のいずれの場合であっても対応すること。
- ・県とのコミュニケーションツールには、Microsoft Teams を用いること。

イ 謝金等の支払

- ・(1)～(4)の業務において、企業や外部有識者などへの謝金や旅費の支払いが発生した場合は、適切かつ遅延なく執行すること。

ウ その他

- ・(1)～(4)に明記のない事項であっても、県内市町村との意見交換等、本業務の目的達成のために必要と認められる場合は、県と協議の上、実施すること。

5 実績報告

(1) 成果物等

受託者は、業務を完了した際は、「委託業務完了報告書（契約書様式第1号）」に以下の成果物等を添えて遅滞なく提出すること。

ア 委託業務実績報告書

4の業務内容で示す項目について、実施状況、結果及び成果をとりまとめた「委託業務実績報告書」を作成すること（様式任意）。なお、報告書には、2027年度以降に実施予定の「誘致構想策定・実践プログラム（仮称）」の効果的な実施に対する提案を含めること。

イ 愛知県農業分野企業誘致戦略（仮称）

以下の仕様により印刷物を作成すること。

〔印刷物の仕様〕

リーフレット・A3サイズ二つ折り・4ページ・カラー刷り両面

印刷部数：500部

ウ 参考資料

「委託業務実績報告書」には参考資料として以下を添付すること。

- ・基礎調査等で収集したデータ、ヒアリング記録、県との各種打ち合わせ記録
- ・本業務に要した経費の詳細が分かる資料

エ その他

その他、県と協議の上、県が指定するもの

(2) 納品方法

成果物等は、A4判縦・横書き（作図等は適宜使用し、A3判の折込可）3部とその内容を記録した電子データを提出すること。

(3) 納期

委託期間内に提出すること。

(4) 納入場所

愛知県農業水産局農政部農政課企画グループ

〒460-8501 名古屋市中区三の丸三丁目1番2号 愛知県庁西庁舎5階

(5) その他

- ・受託者は、成果物の著作権（著作権法第27条及び第28条に規定する権利を含む。以下同じ）を県に無償で譲渡するものとし、著作者人格権を行使しないものとする。また、著作権関係の紛争が生じた場合、一切受託者の責任において処理すること。
- ・納入される成果物等について、第三者が権利を有する著作物が含まれる場合、受託者は、当該既存著作物等の使用に必要な費用の負担及び使用許諾契約等に関わる一切の手続きを行うこと。
- ・県から経過報告を求められたときは、速やかに対応すること。

6 留意事項

- ・委託業務の開始から終了までの間、業務内容全般を常に把握している専任の担当者置き、業務実施方法や進捗状況の確認等、円滑な業務実施のために、定期的に県と連絡調整を行うこと。
- ・本業務は、特定の農林漁業者や企業、団体の利益追求のために実施するものではない。受託者は本業務の実施にあたり、支援を受けた者から費用を受領することはできないものとする。
- ・受託者は、本業務を通じて知り得た業務上の秘密や個人情報について、善良なる管理者の注意をもって取り扱うものとし、本業務の実施以外の目的のために使用し、または第三者に漏えいしてはならない。
- ・受託者は、業務の遂行上必要と認められるものであって、本仕様書の解釈に疑義が生じた事項及び仕様書に明記していない事項については、県と協議し、県の指示に従うこと。